

二〇一六年
(平成二八年)

どうぞ今年も
よろしくお願
い致します

謹んで新春の
お慶びを
申し上げます

小規模企業だからできること...

暖かなお正月でした。さて今年はどうなるのでしょうか？

地球の運行は何ひとつ変わってはいませんが、年が変わり世の中一変したような感じです。年が新たまるということは「一所懸命今年も頑張る」という意欲が湧いてきて良いものです。

お互いさま 良い年に造りあげましょう。

さて表題の件ですがここ数年 いやここ20年のテーマであり、私どもの課題でもあります。年々中小企業、とりわけ小規模企業、家族企業の存在が縮小の一途をたどり寂しい限りです。日本の成長とともに発展してきたこの種の企業群の存在が難しくなってきました。

一握りの元気な中小企業の紹介をよく見ます。他に類のない技術、卓越した商品、海外との接点...総じて大手の追従を許さない特徴がありま

効率化されたコスト計算にないもの、それは「人」

す。あるいは高齢社会に焦点を併せ 高齢者に特化した商品サービスを展開している地域一番店...

よく見てみますと小規模だから出来る、大手の量産下請けではできないだろう仕事に絞っていることが見て取れます。何しろ手がかかり手間も食います。大手の効率化されたコスト計算には入り得ない分野があります。基本は「人」それも極めて仕事好きの人間がそこには居ます。人財もさることながら仕事好きなのです。情熱があります。そして人好きでもあり人なっつこいのです。

中小企業の苦難の時期ではありますが、中小企業がないと世の中「幸せ感」が薄れていきます。生きがいの中心はやはり仕事です。「選ばれる企業」を目指し一歩でも前に歩を進めましょう。

どうぞよろしくお願いいいたします。

確定申告の受付がはじまります

今年は、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告期間が**2月16日(火)から3月15日(火)まで**、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期間が**2月16日(火)から3月31日(木)**です。ただし、還付を受けるための申告は既に始まっています。去年一定のマイホーム購入をして住宅ローンがある方、医療費控除を受ける方でご自分で還付申告をする方は早目の申告をお勧めします。申告等を弊社事務所にご依頼下さる予定の方も、必要書類等をお早めにお持ち下さいますようお願い申し上げます。

所得税及び復興特別所得税の申告書の提出が必要な方

1 給与所得がある人

給与の年間収入金額が2,000万を超える方

給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方

給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方

同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方

2 公的年金等に係る雑所得がある人

公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方は確定申告書の提出が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

（注1） 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

（注2） 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

3 退職所得がある人

退職所得は、一般的に、退職金の支払の際に支払者が所得税及び復興特別所得税を源泉徴収するだけで所得税及び復興特別所得税の課税関係は終了するため、確定申告は必要ありません。ただし、**外国企業から受け取った退職金**など、源泉徴収されないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。

4 1~3以外の人

各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある

方は、確定申告書の提出が必要です。

(注1) 上記の1~4で確定申告書の提出が不要な場合であっても、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例などの適用を受ける方は確定申告書の提出が必要です。

消費税及び地方消費税の申告書の提出が必要な方

平成25年分の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方

平成25年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成26年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

上記に該当しない場合で、平成26年1月1日から平成26年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方

()特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます

贈与税の申告書の提出が必要な方

平成27年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方

財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例を適用する方

財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する方

財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の非課税を適用する方

申告に必要な書類

給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)、医療費の領収書等、申告の内容に応じて必要書類が異なります。国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp>)でも詳しくご案内されていますが、遠慮なく弊事務所までお問い合わせください。

今月の格言

むよう ちから はぶきじゅよう おう 「無用の力を省き需用に応ず」

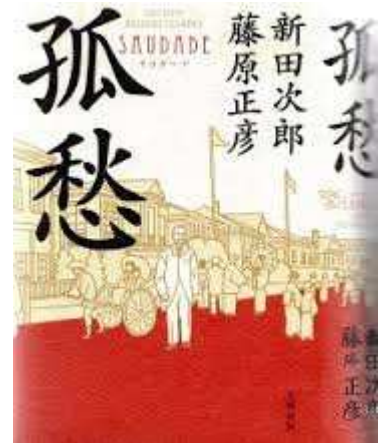
私たちは日常生活において、多くの無駄な事を行っています。何が有用であり、何が無駄であるかについては、人によって違いがありますが、常に全体の秩序や調和、発展を考えて、自己の時間や精神的・肉体的労力を他人や社会の為に積極的に活用することが、自然の法則にかなない、安心、平和、幸福を実現していくという考え方です。

さわやか土曜塾では皆様のご参加をお待ちしております。2月は13日辻堂図書館にて午前10時より11時半まで、北雄二先生を講師にお迎えして開催を予定しております。なお、参加費は500円です。詳細は佐藤までお問合せください。

読書の
時間

孤愁《サウダーデ》 新田次郎/藤原正彦 著

文藝春秋 BOOKS

お正月休みに、普段はなかなか手に取ることがない
厚い小説を読んでみました。明治から大正期の日本を紹介したポルトガル外交官の
ヴェンセスラウ・デ・モラエスの評伝です。この本から、
改めてこの時代の日本の美しさ・よさを感じました。神戸と徳島が中心です。特にモラエ
スの奥さんの「およね」さんか
ら、日本人の美風が伝わってきます。新田次郎さんと藤原正彦さんの親子共著です。
お二人の著書も何冊か読んでいるので、そこも
味わい深いところです。みなさんも日本の一面をこの本を通して垣間
見てはいかがでしょうか。 (小畑)

とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW

問はず
がたり

日本食（和食）はなぜ世界で評判

健康に良いは言わずもがな、支えているのは「目に見えない、
かくし味」。

それは「おだし」「あく抜き」「お塩」かも知れない。

何しろみな手がかかる・・・効率よくとはいかない・・・手をかければかけるほど
旨味を増す。自然の味を活かすのは和食の得意とするところだ。

近頃 地方で独特な料理がTVで紹介される、豪華でもなくごく素朴な田舎料理だ。

日本の四季を意識した保存食など目を見張るものがある。先人の知恵に感服する。
加えて自分ではつukれない海の恵み、山の恵み、そして土、水、空気・・・総がかりで
和食を支えてくれている。ありがたいことだ。

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル6F URL: <http://www.ukuta.net/>

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

<http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>「とらい&GROW」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一
報ください。また、バックナンバー（先月以前分）は上記ホームページに掲載されております。

「とらい&GROW」のご意見・ご感想をお寄せくだされば幸いです。(nomura@ukuta.net まで)